

2022.11.12 成蹊大学法学部 武田真一郎

1 地方自治と直接請求

①なぜ地方自治が必要か： 地域の自己決定の必要性

②アメリカの地方自治と自治憲章 (Home Rule)

住民の直接請求によって自治憲章が制定されると州法と同じ効力を持つ。さらにカウンティ憲法が制定されると州憲法と同じ効力を持つ。

2 住民投票とは

直接民主的な投票。選挙の投票のように間接民主制の代表を選ぶ投票ではない。

①表決 (referendum)：ある争点の賛否を問う。

②発案 (initiative)：法律案・条例案を提出して（議会を経ずに）賛否を問う。

③罷免 (recall)：公職にある者を辞めさせる。地方自治法に規定。

*住民が賛否両論に耳を傾け、より説得的な意見に一票を投じて政治や行政に民意を反映させる制度。

3 なぜ住民投票が求められるのか

①現代国家は選挙制度を中心とする間接民主制（代表民主制）を採用している。しかし、間接民主制の機能不全が発生している。キーワードは環境と財政。

②住民の環境と財政への関心の高まりに議会や行政の意識は追いついていない。

→直接民主制による是正の必要性

4 住民投票実施の難しさ

(1)法律があるのは事実上リコールのみ

地方自治法：リコール(80条) 憲法 95条の特別法制定 (261～2条)

合併特例法：合併協議会設置 特別区設置法：市を廃止して特別区設置

*地域の重要争点について表決の投票を実施する法律はない。→住民投票条例が必要

(2)全国の条例可決状況 (79年～2020年)

2020年8月時点ですべての条例の可決率 40.1%、重要争点型可決率 16.7%、合併型可決率 49.3%。間接民主制の機能不全を是正するための住民投票条例制定が間接民主制（議会）によって判断されている。

5 その対策

(1)住民投票法の制定

「住民投票制限法」にならないように配慮が必要。地方からの積み上げが望ましい。

(2)常設型住民投票条例の制定

所定数の署名が集まったら必ず投票を実施（長や議会は拒否できない）する。現在、約 70 の自治体が制定。2000年に愛知県高浜市が最初の常設型条例制定。

6 常設型住民投票条例の制度設計

(1)投票結果の拘束力

非拘束型と拘束型があるが、条例によるものはすべて非拘束型（憲法 94条との関係）。

(2)投票対象

①真正常設型条例：投票対象を制限せず、所定の署名が集まれば必ず投票実施。

②不真正常設型条例：投票対象を制限し、事実上長に拒否権を認める。

「市政運営上の重要事項」に限定する常設型条例が多い。いつ、だれが判断するのか。所定の署名が集まった事項が重要事項と考えればよい。

(3)投票資格者

有権者のほか 18 歳未満の者、在学・在勤者、外国人（中長期滞在者、特別永住者）に拡張する例も多い。既に重要争点型 7 件、合併型 192 件で外国人も投票。

(4)発議権者と必要署名数

住民にのみ認めるのが適当。必要署名数は有権者（投票資格者）総数の 10 分の 1 程度が適当。アメリカの州では前回の州知事選挙投票数の 15 %程度とする例が多い。

(5)成立要件

50 %の投票率要件はボイコット運動を誘発するなど有害。得票率（過半数となった意見が投票資格者総数の 4 分の 1 に達したときに成立する）の方が合理的。

(6)設問と選択肢

①選択肢：世論調査ではなく政策決定なので二者択一が原則。

②設問：明確に。「市道〇〇線の変更を伴う計画見直し」のような選択肢は不適當。

(7)投票運動・情報提供

議論を深めるために原則として自由。戸別訪問も認める。賛否両論を公平に提示する。

(8)市町村の協力

県条例で県民投票を実施する場合、地方自治法 252 条の 17 の 2 により、投票資格者名簿の調製と投開票事務の実施を市町村の事務とする。事前の協議が必要。

7 徳島市住民投票

(1)吉野川第十堰建設事業

吉野川の河口から 14.5km の地点にある現在の第十堰（1752 年・宝暦 2 年に築造）を撤去し、1.5km 下流に長良川と同様な可動堰を建設する。

(2)可動堰が必要とされる理由

せき上げ：150 年に一度の大雨で危険水位を 42cm 越える？

(3)旧建設省の水位計算の誤り

堰の高さと幅（①実際の第十堰、②建設省計算式、③吉野川シンポジウム計算式）

① 5.0 m、815 m② 5.87 m、615 m→危険水位超える③ 5.1m、715 m→危険水位超えず

*③は 1974（昭 49）年の大雨の実際の水位とほぼ一致。②は大幅に超過。

(4)住民投票の経緯

条例制定の直接請求（99.11）→有権者の 1/2 が署名→市議会が否決→

市議会選挙で構成逆転→公明党が市民案に反対→公明案を可決→期日条例可決→

投票実施 2000.1.23：反対 91.6 %→「白紙凍結」→完全中止（2010.3）

*武田真一郎「吉野川住民投票－市民参加のレシピ」2013 年、東信堂（1800 円＋税）

8 まとめ

多くの事例で住民投票の結果に従って政策が変更されており、住民投票は間接民主制を活性化している。その地域のことをもっともよく考えられるのはその地域の人々である。